

《令和8年度整備分》

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金における主な評価ポイント

1	工事区分	危険区域に所在する施設の移転	土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の災害発生により甚大な被害の恐れがある施設の安全な地域への移転整備
		創設 大規模修繕	新規に施設を創設（移転を含む） 施設の機能を向上させる修繕（バリアフリー化等）
2	サービス種類	市内の提供体制が不足しているサービスの創設	日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の整備
			医療型短期入所施設、療養介護事業所またはグループホームの整備
			社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備等「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に該当する整備
			相談支援事業所の創設または上記整備との併設
3	法人	障害福祉サービス等の実績	障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業の実績が5年以上の実績がある。
		経営状況	前年度における事業活動計算書の当期活動増減差額や損益計算書の当期純利益にマイナスが生じていない。
		適正な運営	直近の法人監査や事業所実地指導等において、指摘事項がないこと。または適切な対応により改善がされている。
		事業計画及び収支計画の有無	事業計画及び収支計画から障害福祉サービスの向上を目指した事業運営が見込める。
		関係機関からの許認可等の状況	整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討しており、整備に係る各種法令（建築基準法、都市計画法、農地法等）の許認可が確実である。
4	その他	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性や信憑性、具体的な目的及び具体的な運営方針を定めており、具体的かつ優れた内容である。
		整備物件の用地等確保	当該用地・建物のいずれも次の項目に該当する。 ①自己所有である。 ②購入予定又は寄付を受ける予定であり、確実な履行が見込まれる。
		施設の安全確保（創設） （大規模修繕）	甲府市洪水ハザードマップ（令和7年6月版）に示された区域のいずれにも該当しない。 ①土砂災害警戒区域 ②最大浸水深が3.0m以上の区域 ③家屋流出のおそれがある区域 ※区域に該当していても、安全上・避難上必要な対策を講じていれば評価される。
		地域との交流の機会の確保	日常的に地域との交流が図れる場所に立地しており、交流を図るための機会を設けている。
		地域住民への説明	説明が済んでおり、了承を得ている。又はその必要性がないと認められる。